

平成24年度 町行政施策及び予算要望について

要望日 平成23年11月17日

回答日 平成23年12月22日

進捗状況報告日 平成24年9月中旬予定

総務常任委員会所管事項(総務部及び消防関連)

要望事項	回等	進捗状況
1 事務事業の効率化		
① 新しい行政評価システムの構築・外部評価制度の導入 (民間企業・金融のエキスパート・有識者・町民・職員・議会で推進する)	行政評価システムについては、常に見直しを行いながら取り組んでいるところです。外部評価については、委員会方式と事業仕分け方式の2種類を実施したいと考えております。平成24年度は、事業仕分けを実施する考えです。	
2 職員管理と資質の向上		
① 資格取得制度の導入	国家資格等数多くの資格から、町業務に関連し活かせるものを取得制度として導入するのは難しい状況です。 職員研修として、実務に直結した専門知識を身に付ける研修に取り組んでまいります。	
② 職員の待遇研修の充実	例年、待遇・電話対応研修、民間企業実習などを実施しております。また、常日頃から職場内においても待遇の向上について徹底を図るよう努めてまいります。	
③ 職員のまちづくり研修の推進	町民との協働によるまちづくりを推進するため、町民協働に関する研修を実施しております。各階層別研修においても政策形成能力向上研修等、まちづくりに資する研修を実施してまいります。	

要望事項	回等	進捗状況
3 入札制度の見直し		
① 分離分割発注の推進	建物本体や電気設備、空調設備など工種ごとの分離が可能な建築工事については、これまで同様分離発注に努めてまいります。土木工事は、工区を分離するいわゆる分割発注が主となりますが、工事経費や工事の内容及び工程、現場周辺の住民への影響など諸条件を勘案・検討しつつ、引き続き分割発注を行ってまいります。	
② 随意契約の見直し	随意契約として実施している10万円以上で130万円未満の工事及び50万円未満の業務等については、原則、指名競争入札と同様に複数者による見積り合せを行うことで競争性を図っております。随意契約に限らず、契約事務全般に関しては、地方自治法、同法施行令、町契約規則等に基づき適正な運用に努めてまいります。	
③ 町内業者の育成と受注機会の拡大	地域経済発展のため、公平・公正・透明性を図りながら、町内業者の育成と受注機会の拡大に努めてまいります。	
4 公共交通網の整備推進		
① デマンド交通のJR接続を推進	JR荒川沖駅付近への接続については、利用者ニーズの把握に努めるとともに、できるだけ早い時期に実現できるよう関係機関との協議調整を行いながら、取り組んでまいります。	
5 町界町名地番整理事業の早期実現		
① 阿見町大字阿見・・・の地番整備の推進	当事業については、広範囲にわたり多額の費用を要することから、当面、土地区画整理事業の実施地区を優先に進めております。 平成22・23年度については「本郷第一土地区画整理事業区域」を実施しております。 平成24・25年度については「吉原東工区土地区画整理事業区域」を実施する予定です。今後は、「吉原西南工区土地区画整理事業区域」の進捗を見ながら、着手することとしております。	

要望事項	回等	進捗状況
6 救急医療の充実		
① 救急医療体制の充実(受入れ拒否の対策等)	<p>消防法の改正により受入拒否件数は減少傾向にありますが、さらなる救急医療体制の充実を図るため、「茨城県傷病者の搬送及び受入に関する実施規準」について、受入状況と救急搬送が適正に実施されているか検証を行いながら、関係救急告示医療機関との連携を強化してまいります。</p>	
② 救急救命講習の拡充	<p>平成24年度以降も、年間受講者1,000人を目標に推進してまいります。既受講者については、十分な応急手当活動が行えるよう、講習コースの見直しを行い受講機会の拡大を図ってまいります。</p>	

要望事項	回等	進捗状況
7 防火対策の強化		
① 水利不足地域への対応策の確立	水利不足地域については水道整備に併せて消火栓を設置するとともに、簡易水槽などにより消防水利の確保を図ってまいります。	
8 議場設備の充実		
① 将来を見据えたシステムの更新	優先順位により予算配分をしてまいります。	

要望事項	回等	進捗状況
民生教育常任委員会所管事項(民生部及び教育委員会関連)		
民生部		
要望事項	回等	進捗状況
1 町民あがての「健康づくり運動」の実施		
① 乳がん・子宮頸がん検診の無料化の継続	これまで国庫補助事業として実施していた「女性特有のがん検診事業」に大腸がん検診が追加されたことにより「がん検診推進事業」へと変更されましたが、引き続き特定の年齢の対象者に対して無料クーポン券を配布する「がん検診推進事業」として、国庫補助事業の動向をふまえながら実施してまいります。	
② 子宮頸がん・インフルエンザ菌b型(Hib=ヒブ)・小児用肺炎球菌の各ワクチン接種の無料化	子宮頸がんワクチンについては全額公費負担で、インフルエンザ菌b型(Hib=ヒブ)・小児用肺炎球菌については半額程度の公費負担により、平成22年度末から対象者通知等準備し、平成23年度から接種事業を開始しました。 平成23年度事業については、国の補助事業により対象者を設定しましたが、平成24年度は、補助事業の継続が未確定のため、町単独事業としてヒブ・小児用肺炎球菌の予防接種については重症化しやすい2歳未満を対象に、子宮頸がん予防接種については中学1年生女子を対象に、継続して実施する予定です。	
③ 検診率の向上の推進(特に生活習慣病・がん)	健康診断の検診率の向上に向けて実施している取り組みを、継続して実施する計画です。 (取組の内容) ・集団健診を休日に実施 ・集団健診の実施日数の拡大 ・集団健診をさわやかセンター以外に公民館、ふれあいセンターで実施 ・集団健診を受診できない方に医療機関検診を実施 ・前年度に健康診断を受診していて、本年度に受診していない方に受診勧奨を実施 ・特定年齢の方に対する大腸がん・乳がん・子宮頸がん・肝炎ウイルス検診の無料クーポン券等を個別勧奨通知とともに送付	

要望事項	回等	進捗状況
2 各行政区のシルバークラブの活性化と結成促進の指導		
① 各行政区の結成を目指す	平成23年11月現在、町内には33のシルバークラブが活動しております。全行政区の結成を目指すため、区長会時にはクラブの結成を呼びかけております。また未設立の行政区に対しては、各行政区の高齢者の同好会等の団体に関する情報の収集を行い、広報あみ等にシルバークラブの活動を紹介しながら、単位シルバークラブ設立に向けた趣旨説明を行っております。支援組織についてはシルバークラブの意向を伺いながら検討してまいります。	
② クラブ結成の最低人数を10名とする	平成20年度より、単位シルバークラブに対する補助基準をこれまでの30名以上から20名に引き下げたことにより、今までに8つのシルバークラブが設立されております。現在、単位シルバークラブ会長研修を年2回実施し、情報交換や必要な講習を実施しております。 補助基本額の改正後、単位シルバークラブの結成が困難な理由は、会長となる適切な人材が見つからないことが一番の問題となっております。このため、クラブ結成の最低人数や補助金基本額については、現行基準により対応していきたいと考えております。	
③ 補助金基本額の増額と人数による割増制を導入する	②に同じ	
④ シルバークラブの支援組織の結成	①に同じ	

要望事項	回等	進捗状況
3 少子化対策の充実		
① 中学3年生までの医療費の無料化の早期実現	中学生世代の医療費の無料化については、財政状況を見極めながら実施できるよう努力してまいります。	
② 放課後児童クラブの強化と放課後子供プランの早期全校実施及び主管課の一元化の促進	平成24年4月から、民生部と教育委員会双方で取り組んできた放課後児童対策事業について民生部児童福祉課に集約し、放課後子どもプラン(放課後児童クラブ事業、放課後子ども教室事業)を実施してまいります。 子ども教室事業については、現在の阿見第一小・舟島小に加えて平成24年度から阿見小・実穀小で実施していきます。引き続き、全校への早期導入に向けて検討してまいります。	
③ 小学1年生から6年生までの完全受け入れの早期実現	放課後児童クラブ事業において、平日の全学年までの受け入れが困難な舟島小・本郷小・阿見小の3クラブについては、専用施設の整備も含め計画的に対応できるよう進めております。平成24年度に、舟島小学校区放課後クラブの専用施設整備に入る予定です。(平成25年4月開設予定)。	
④ 学校施設内での受け入れ	放課後児童クラブの実施場所については、学校施設内で実施したい考えであり、学校・教育委員会との協議をもって可能な限り学校施設内で実施しております。学校施設内での実施ができない場合には、学校敷地内へのクラブ専用施設整備も含めて調整してまいります。	
⑤ 保育所待機児童の解消	荒川本郷地内への民間認可保育所誘致については、平成23年度に公募のうえ事業者が決定しましたので、平成25年4月開所に向けて、平成24年度に施設整備及び認可取得を予定しております。 また、家庭的保育事業の平成25年度開始に向けて準備を進め、保育サービスの選択肢を広げ、子育て家庭の多様なニーズに対応するとともに、保育所入所待機児童の解消を図ってまいります。	

要望事項	回等	進捗状況
4. 障がい者に優しいまちづくり		
① 町へ障がい者入所施設の計画的建設及び短期宿泊施設の早期実現	<p>障害者入所及び計画的建設については、現在国・県において在宅サービスの充実とその推進を図っていることから、入所施設の建設は難しい状況です。しかしながら、入所希望者については、県内等にある入所施設に入所依頼書を提出し、障害者のニーズの実現に向けた取り組みを図ってまいります。短期入所宿泊施設においては、障害者のニーズに適切に対応し、利用を円滑に進めるために、民間社会福祉法人等による受入を支援し、サービス提供事業者の拡大に努めてまいります。</p>	
② 障がい者の自立した生活に向けて町内各施設の連携の強化	<p>町内及び町外事業所において、「さわやかフェア」を活用し、事業者や障害者同士での交流や地域社会への参加を図ってまいります。</p> <p>町内事業所及び土浦公共職業安定所・特別支援学校との研修会等を開催し、障害者の就労状況・福祉サービスのニーズ等の状況を把握するとともに、近隣事業者等を交えた情報交換会を実施してまいります。また、町内施設で就労訓練のための場所の確保に努めてまいります。</p>	
③ 障がい者の各種交流事業への参加推進	<p>障害者の交流事業は、阿見町障害者福祉協議会を中心に地域障害者スポーツ大会・県身体障害者スポーツ大会への参加、宿泊レクリエーションなどを行っております。</p> <p>一般町民との交流の場として24年度も「阿見いきいきクラブ」の協力によりスポーツを通じた交流会を開催しております。</p> <p>障害者が交流事業に参加するために、移動やコミュニケーションが困難な場合は、移動支援、手話通訳者等の派遣を行ってまいります。</p> <p>町内の障害者施設については、さわやかフェアを活用し交流を行いました。今後さらに交流の拡大や参加施設の増を図ってまいります。</p> <p>学校・保育所でも従来から特別支援学校との交流事業を行っております。今後も、障害者同士の交流はもとより、一般町民との交流の機会を増やしてまいります。</p>	

要望事項	回等	進捗状況
④ 阿見町難病患者福祉手当の増額及び生活支援態勢の充実(地域で支える)	町では、茨城県より特定疾患医療給付費の支給を受けている難病患者に、月額3,000円の手当を支給しております。この金額は県内各市町村と比べても低い金額ではありません。この手当は見舞金的なものであることから金額は妥当なものと認識しております。以上のことから現時点では手当の増額は考えておりません。 生活支援態勢については、自立支援法に基づき、難行患者等居宅介護サービスや難病患者等日常生活用具給付サービス等の提供により自立と社会参加を促進してまいります。	
⑤ 町内公共施設のローカウンター化の早期実現(各窓口の一部)	新たな施設整備の際には、ローカウンターの設置を含めたバリアフリー化の推進など、障害者や高齢者にやさしい施設整備を行ってまいります。町内公共施設のローカウンター化については、財政状況等を考慮して進めてまいります。	
⑥ 車イスで移動可能な施設・道路の計画的整備と移動困難な施設・道路等のマップ作成	平成22年3月に作成した、阿見町障害者基本計画・障害者福祉計画「あみ・あいプラン」の主要施策である「住みよい環境づくり」に基づき、関係各課と連携しながら推進するとともに、車イスで移動可能な施設については、公共施設・商業施設周辺の道路等の環境調査を行いながら、必要に応じて主管課等に環境整備の要望をしてまいります。 道路の計画的整備については、国県の方針、バリアフリー新法や県「ひとにやさしいまちづくり条例」ユニバーサルデザインの考え方などに基づき、福祉の視点を活かした整備を推進してまいります。またマップ作成については、今後とも歩道の設置、歩道の段差解消、緩やかな勾配、交差点の安全確保等を推進しながら、本計画期間中内での作成を目指してまいります。	

要望事項	回等	進捗状況
5 国保税増額防止のための医療費削減策の促進		
① 健康づくり体制の一元化(健康づくり課が関係各課を統括すると共に指導態勢の強化)	町民の健康づくりの推進については、関係各課が、「あみ健康プラン21」を理解し、系統的に対応し、健康づくり課が整理することを基本的な考え方としております。具体的には、関係各課で構成する幹事会において、「あみ健康づくりプラン21」に基づき実施している各事業の系統的な対応について調整を実施しております。	
② ジェネリック薬品の利用促進(特に医療機関への啓発活動を大々的に実施する)	現在、国においてジェネリック医薬品の普及促進を図るため、調剤薬局の店頭での、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の軽減額等を患者に示す仕組みの導入や医師に対して、処方箋の書式を見直し、ジェネリック医薬品への切り替えの可否を薬ごとに明示するよう求める方針で、来年4月の制度の運用開始に向け検討に入っており、町としては、今後の動向を注視しているところであります。平成24年度は、医療費抑制の一環としてジェネリック医薬品の普及促進を図るため、国保被保険者に対するジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額の個別お知らせ通知「ジェネリック医薬品のご案内」などを、引き続き実施し、啓発に努めてまいります。また、町内の医療機関や調剤薬局対し、協力依頼の通知を引き続き実施してまいります。	
③ 公共施設に高齢者向けの健康増進器具の設置(特にまほろば及びさわかセンター) 例 電磁器具・マッサージ器具	健康増進は、町民が町の各事業を活用しそれぞれ身近な地域や家庭において、無理なく楽しく継続してできる活動などにより推進されるものと考えており、専任の指導者の配置を要しない器具についても、現時点では健康増進の点からは、必要ないと考えているため設置はいたしません。	

要望事項	回等	進捗状況
6 社協へのボランティアセンターを置く(早急に予算化)	<p>災害発生時におけるボランティア活動の受け入れ窓口は、県防災計画において市町村社会福祉協議会となっており、災害発生後、被災市町村社会福祉協議会にボランティア現地本部を設置し、ボランティアの受け入れ体制を確保することになります。これに基づき、町防災計画においても町社会福祉協議会と連絡・連携して、災害ボランティア活動が円滑に実施できるように努めることとなっております。</p> <p>このように災害時のボランティアセンターは、災害発生直後に設置し、運営していくこととなりますので、平常時から設置・運営するための町予算計上は考えておりません。</p>	

要望事項	回等	進捗状況
<p>7 行政主動による交通弱者の移動手段の確保(特に障害者や歩行が困難な高齢者)</p>	<p>高齢者支援サービスとして、65歳以上の高齢者等で一般の交通機関の利用が困難な方が車椅子・ストレッチャーに乗ったまま移動が可能なタクシーで、通院・通所に必要な費用の一部を負担する外出支援サービスを行っております。タクシー料金の9割を助成し、片道1回とし年間24回が限度です。(1日の上限は4,000円)また、福祉有償運送においては、歩行が困難な高齢者・障害者に対しての車両による移動送迎を2つのNPO法人が対応しております。さらに、平成23年2月にはデマンドタクシー【あみまるくん】が運行開始され、10月末で利用登録者が1,163人となり、登録者の約8割の方が高齢者と障害者の方で医療機関への送迎や買い物等に利用されております。</p> <p>障害者の移動手段の確保としては、障害者自立支援法に基づき介護給付サービスの行動援護事業や地域生活支援事業に係る日常生活給付事業や移動支援事業及び福祉タクシー利用助成事業において、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加を支援してまいります。</p>	
<p>8 地域福祉計画の振興促進(地域コーディネーターの育成と配置の指導)</p>	<p>地域福祉に取り組むにあたっては、行政区と町・社協が連携し、行政区単位にネットワークづくりを構想しております。また、コーディネーターの人選については、地域の事情も考慮し弾力的に対応していきたいと考えております。今後、行政区への座談会等を通じて、町民の意見を取り入れながら、地区の実情にあわせた計画の振興促進に取り組んでいきたいと考えております。</p>	

要望事項	回等	進捗状況
<p>9 町内介護施設職員の処遇改善(行政ができる事を検討)</p>	<p>現在、国の施策として実施している、「介護職員処遇改善交付金」は介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対して、平成23年度末までの間、1人あたり月額平均1.5万円を交付する制度です。現在、政府では来年度以降もこの制度を継続していく旨の方針が示されております。</p> <p>介護報酬は、「厚生労働大臣が定める1単位の単価」において規定されていますが、この単価について地域によって加算を行う「地域区分」の制度あり、茨城県内は現在全域で加算対象にはなっておりません。しかし、国では現在この地域区分の見直し作業が行われており、平成24年度より県内でも、当町を含む14市町村が加算の対象になる見込みです。</p> <p>以上のように、介護職員処遇改善のための政策は拡充の方向にあり、加えて施設職員に対してのみ、町単独での財政的支援は困難でありますので、これまでも行ってきましたが、施設等の介護職員募集の情報提供等で、人材の確保に協力していきたいと考えております。</p>	

要望事項	回等	進捗状況
教育委員会		
要望事項	回等	進捗状況
1 いじめ問題の対応と対策の強化	現在も実施している以下のような対策を継続・強化して実施してまいります。 ・学校ごとにアンケート調査を実施。子どもの実態をとらえて早期発見・早期解決に努める ・教育相談の実施 ・道徳、学級活動等で命の大切さや思いやりについて指導 ・保護者との連携の強化	
2 モデル校を指定してバリアフリー化の推進と耐震化工事を並行して行うこと(対象者は学校問わずモデル校に受け入れること)		
① 車いす対応のトイレ・階段昇降機の設置	学校施設については、現在、耐震化工事を優先して進めているので、バリアフリー化等については、学校再編計画の検討に合わせて考えてまいります。	
② 段差無しの入出口等の整備	①に同じ	
3 各小中学校に洋式トイレの設置促進	現在、全小中学校のトイレ洋式化率は、平均24%です。今後、洋式化率50%を目標に、学校と協議しながら洋式化率の低い学校から順次整備を行っていくとともに、耐震化工事と合わせて可能な範囲でトイレを洋式化してまいります。	
4 各小中学校の普通教室への冷房設備の設置の早期実現	学校施設については、現在、耐震化工事を優先して進めているので、各小中学校の普通教室への冷房設備の設置については、学校再編計画の検討に合わせて考えてまいります。	
5 学校給食への安心安全な地元農産物の積極的な取り入れ	「顔が見え、話ができる」地元生産者の新鮮で安全な食材を学校給食において積極的に活用することにより、児童・生徒の郷土への関心を高めるとともに、地域農業について学ぶなどの教育的効果向上を図るため、今後も学校や地域との連携強化を図りながら地産地消を推進してまいります。	
6 通学路の安全確保について		

要望事項	回等	進捗状況
① 通学路の危険物及び通学路を狭隘化する樹木等の除去を強力に推進する(罰則ある条例の設置)	通学路の危険物及び通学路を狭隘化する樹木等の除去については、緊急性が高いハチの発生や倒木などの事案は学校教育課が直接対応しております。また、樹木等の繁茂により通行上の危険がある場合は、関係各課と連携のうえ所有者等に改善を申し入れていきます。	
② 通学路の舗装の促進と歩道の設置	通学路の舗装については、都市施設管理課において対応しております。歩道の設置と併せて早期に課題が解決されるよう地域の協力を得るとともに、学校及びPTAと協議を続けてまいります。	
③ 通学路の危険個所の把握とその解消	通学路の危険個所の把握とその解消については、例年、児童生徒の安全確保に鑑み学校ごとに安全点検を行っているほか、行政区やPTAなどから要望等があった場合は、関係部局と連携して通学経路の見直しも含め対応しているところであり、今後も一層の安全確保に取り組んでまいります。	
7 不登校児童生徒の支援の充実・強化	<p>以下のような支援を平成24年度も継続して実施してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担任を中心としてチームで対応(校内不登校対策委員会、家庭訪問、電話連絡、ポスティング等)</li> <li>・スクールカウンセラーの配置</li> <li>・スクールライフサポーターの配置</li> <li>・毎月、各学校から援助指導状況報告書を教育委員会へ報告</li> <li>・町内生徒指導主事研修会での情報交換(2ヶ月ごと)</li> <li>・各種機関との連携</li> </ul> <p>町教育相談センターやすらぎの園(保護者・児童生徒との相談、職員の家庭訪問、学校訪問による指導、検討委員会への小中教員の参加)、民生委員児童委員、児童相談所、町児童福祉課、教育委員会指導室等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校ごとに実態に即した対応策やマニュアルを作成</li> <li>・不登校解消支援教員の配置</li> </ul>	
8 予科練平和記念館の健全経営のための施策と来館者増員のための施策推進		

要望事項	回等	進捗状況
① 来館者増員のためのリピーターの確保	リピーター確保のためには、来館者の満足度を高めるため、特別展・所蔵資料展、講演会等の事業を充実させるとともに、展示内容を理解し満足してお帰りいただくための案内・接遇を行うための職員教育を充実させてまいります。また、これまでに来館された各種団体、旅行代理店へのPRを引き続き行ってまいります。	
② プレミアム・アウトレットからの誘導	あみコミュニケーションセンター職員の記念館での研修を行い、展示内容を理解した上で記念館のPRに努めてまいります。また、「まい・あみ・マルシェ」などのイベントに協賛して、割引等を発行するなど商工観光課や関係機関と連携してPRを推進してまいります。	

要望事項	回等	進捗状況
産業建設常任委員会関連(生活産業部及び都市整備部関連)		
要望事項	回等	進捗状況
1 道路整備事業の推進		
① 行政区からの要望路線整備の早期実現(町単独の予算増額)	町の単独予算を増額することは大変厳しい状況ですが、国の補助金制度(社会資本整備総合交付金)を活用し、限りある予算の中で町民の要望に応えられるよう推進してまいります。 また、より効果的・公平に生活道路の整備が最優先されるよう、道路整備審査会等において優先順位を明確にし、整備計画に反映させてまいります。	
② 荒川沖寺子線の延伸(柏根まで)	都市計画道路荒川沖・寺子線の延伸整備については、荒川本郷地区から県道土浦竜ヶ崎線までの715mの区間が平成25年度、更にその延伸であり、三区地内で都市計画道路中郷寺子線と接続するまでの約350mの区間が平成26年度に供用開始となる事業計画を策定しております。 しかし、これらの事業は国の「社会資本整備総合交付金」を活用した整備となることから、今後の事業計画は国の予算編成次第で変更となることが考えられます。なお、平成24年度の事業計画については、県道土浦竜ヶ崎線までの区間において道路改良工事を実施し、更に都市計画道路中郷・寺子線と接続するまでの区間においては、用地買収を実施する予定です。 また、柏根までの延伸となる都市計画道路寺子・飯倉線の整備については、町の道路ネットワークにおける重要性及び圏央道の開通や周辺開発に伴う交通量の増加等で整備の促進が望まれますが、多額の事業費が伴うため、整備時期は町の財政状況や国の補助金の動向等を勘案して検討してまいります。	

要望事項	回等	進捗状況
<p>③ 県道土浦・竜ヶ崎線バイパス(都市計画道路阿見・小池線)の早期実現</p>	<p>県道土浦・竜ヶ崎線バイパスについては、現在、牛久市側から牛久阿見インターチェンジまでの区間が暫定2車線にて供用しております。インターチェンジ北側から荒川本郷方面については、県道土浦・稲敷線までの約2kmの区間において事業化されております。平成21年度から町は県より用地買収に関する委託を受け、町としても積極的に用地買収に関り事業の推進を図っております。今後も全線開通に向け引き続き県に要望してまいります。</p>	
<p>④ 通学路の新設(本郷小学校地区)、歩道整備(阿見小学校フタムラ化学)の早期実現(東部工業団地雪印操業開始年度までに整備)</p>	<p>本郷小学校の通学路である町道第1147号線については通学路としての整備が必要ですが、地権者の協力が得られず現在に至っております。本郷小学校から荒川本郷地区内の地区施設道路の整備により都市計画道路南大通り線へ接続させ、新規の通学路としての整備計画としております。平成25年度から事業着手できるよう、関係地権者の同意を取得してまいります。</p> <p>阿見小学校の通学路である町道第0104号線については、小学校から五本松交差点までの区間については平成25年度に事業着手できるよう地元行政区と協力し合い関係地権者の同意取得に努めてまいります。また、五本松交差点からフタムラ化学までの区間については、都市計画道路廻戸・若栗線の計画があるので、今後の動向を勘案しながら検討してまいります。</p>	

要望事項	回等	進捗状況
⑤ 旧国道125号線(新町地内)道路拡張と歩道整備	<p>国道125号は、高度成長期の市街地の発展や、モータリゼーションによる交通量増加を受け、土浦市から大室にかけての区間について、昭和40年に都市計画決定されており、阿見町の区間については「都市計画道路立ノ越・大室線」として、総幅員が16mで両側に歩道が整備される計画となっております。</p> <p>しかし、沿道には住宅や商業施設等が建ち並び、事業用地の取得が困難であることや、多額となる整備費用が要因となり、現在まで都市計画決定に基づく整備は進捗していません。</p> <p>このような状況下、予科練平和記念館のオープンなど、観光の拠点となる地域として、安全性向上等の道路環境の整備は重要であることから、国道125号整備の事業者である県と調整を図ってまいります。</p>	
<b>2 観光振興事業の充実</b>		
① 大室ストックヤードの活用	<p>大室ストックヤードでは、地権者組合が中心となり、転作事業と併せ、菜の花の播種を行う「フラワーコリドール事業」を実施しております。今後、様々な観点から土地利用の検討を行ってまいります。</p>	
② 霞ヶ浦湖岸散策事業の具体化(サイクリングロード、桜堤の実現など)	<p>国土交通省の「かわまちづくり支援制度」を活用し、町のサイクリングロード整備計画を「かわまちづくり計画」として登録申請します。登録決定後に、町が国庫補助事業等を導入し、地域住民と連携しながら実施してまいります。養浜・緩傾斜護岸や桜堤盛土については、河川管理者である国土交通省霞ヶ浦河川事務所が水辺整備として実施してまいります。</p>	
③ 観光ルートの創設(町内を回遊できるようなものなど)	<p>町内の観光案内版、あみコミュニケーションセンターや予科練平和記念館などで各種観光情報を紹介するとともに、予科練平和記念館と連携した「食」に関するマップを作成し、集客施設来場者の町内回遊を促進してまいります。</p>	

要望事項	回等	進捗状況
④ 特産品開発への支援	町の特産品として「ヤーコン」「れんこん」「タケノコ」などについて、「まい・あみ・マルシェ」をはじめとする各種物産イベントや観光パンフレット、県観光物産協会と連携した観光キャンペーンなどにおいて広くPRしております。今後は農商工連携セミナーなどを通し、商工会や関係団体による特産品を活用した新商品開発を支援してまいります。	
⑤ 観光案内ボランティアの創設	あみ観光協会(H23.6.1付け設立)事業として、「あみ観光ボランティアガイドの会」を支援し、観光ボランティアガイドの育成を図ってまいります。また、観光ボランティアガイドや歩くコースの紹介、会員募集などの広報媒体として、ホームページ、パンフレット等を整備し広報活動を行ってまいります。	

要望事項	回等	進捗状況
<b>3 商業・工業活性化事業の推進</b>		
① まい・あみクーポン券への助成(プレミアム分の100%補助)	町としても、当事業の実施が町内の消費を拡大し、地元商業の振興が図れるものと期待していますが、プレミアム相当額分を100%補助することは商工会の自主性を阻害することにもなりかねないため、平成23年度事業の商業振興効果等について検証しながら、次年度以降の事業継続・補助率等について検討してまいります。	
② 町内企業の外部発注については、町内中小企業の活用を図る	町内中小企業の活性化のため、町内の工業団地等に立地する企業に対し、工業に関する懇談会や企業訪問等の場を活用し各種情報を提供してまいります。	
<b>4 農業振興対策の促進</b>		
① 地産地消の推進	農協や直売所等と連携を図り、地元の新鮮・安全・安心な農産物を広くPRする阿見町農産物推奨事業を推進してまいります。	
② 「あみまちを食べよう学校給食推進事業」への支援	学校給食に多くの地場農産物を提供し、子供たちに生産者の「顔」の見える学校給食を実践する中から、地場農業を知る食農教育を推進してまいります。	
③ グリーン・ツーリズムの推進	町の農産物を活かした収穫体験などを行うとともに、民間の行なうグリーン・ツーリズムを推進します。	
④ 特産品創出への支援	県銘柄推進産地指定を受けている「大玉スイカ」や「レンコン」の銘柄産地化を推進すると共に、その他、「ヤーコン」「ネギ」等、町の農産物の発掘、ブランド化を目指してまいります。	
⑤ 認定農業者の確保への支援(条件の緩和)	町の農業を支える認定農業者に対し、国の各種支援措置の周知を図るとともに、認定基準に近い農業者に対して、適切な支援・指導を実施し、新たな認定農業者の育成・確保に努めてまいります。	
⑥ 農業後継者の育成支援	町の農業振興の中核となる若い人材を確保・育成するため、きめ細やかな情報提供や相談活動等を通じ、後継者やその活動団体に対して、安定的な農業経営が構築できるよう各種の支援を行ってまいります。	

要望事項	回等	進捗状況
⑦ 耕作放棄地対策の更なる推進(滞在型農園の推進や市民農園としての貸出し等)	耕作放棄地や既存農地を活用した特定農地貸付法等による市民農園開設を誘導・支援します。また、農業再生協議会が中心となり、特色ある耕作放棄地解消対策を推進してまいります。	
⑧ 農産物加工への支援	農業生産額の向上及び耕作放棄地解消対策として、国・県等の補助事業を有効に活用し、農産物加工品等6次産業化への取り組みを支援してまいります。	
5 雨水排水対策事業の推進		
① 乙戸川, 桂川改修整備	一級河川乙戸川の整備は茨城県が実施しております。引き続き整備に向け県に要望してまいります。 阿見西部(二区, 住吉, シンワ地区等)地区の雨水排水先が確保できない状況にあります。このため、茨城県に対し乙戸川上流部(土浦市地内)に調節池の早期整備要望を行ってまいります。桂川については、平成24年度に380mの整備を予定しております。引き続き一級河川格上げの要望を行ってまいります。	
② 都市排水路, その他排水路の整備	都市排水路については、平成24年度に中郷地区(L=145m)の整備を予定しております。	
6 ゴミと産業廃棄物不法投棄への解決と防止対策		
① パトロールの強化及び不法投棄物の回収強化	不法投棄撲滅と環境美化の推進を図るためシルバー人材センターに委託して、パトロールを実施するなど監視体制を強化するとともに、ごみのポイ捨てや不法投棄の人物が特定できない場合は、環境美化の観点から回収を行っております。また、悪質な案件については、県及び牛久警察署と連携を図りながら早期解決に向けた取り組みを実施してまいります。 悪質業者による不法投棄が後を絶たないため、その防止対策として、主要幹線道路に不法投棄監視中の大型看板を設置し、不法投棄の抑制強化を図ってまいります。	
7 防犯対策の強化		

要望事項	回等	進捗状況
① 自警団・防犯ボランティアの確保と支援(犯罪多発地域への啓発と自警団の地域への普及推進)	町内には、現在31の自警団が組織されております。年々自警団の数は増加していますが、引き続き、行政区や防犯連絡員協議会等と連携して、自警団や防犯ボランティアの確保に取り組んでまいります。また、自警団への支援としては防犯グッズの貸与等を引き続き行ってまいります。	
② 青色回転灯搭載車のパトロール充実(巡回数の増加)	青色パトロール実施者証保持者数は現在121名で、週2回児童生徒の下校時 間を中心にパトロールを実施しております。引き続き、巡回数の増加を図るため、青色防犯パトロール実施者証取得者の確保に努めてまいります。	
③ 空き家・荒廃地の管理対応策の強化(罰則ある条例の制定)	空き家・荒廃地対策については、ほとんどの自治体と同様に、当町においても対象者に対して指導文書の発送や、悪質な地権者には、期限を決めて勧告、さらには命令を行い、改善を行ってあります。しかしながら、当問題は今後増加・深刻化することが想定されることから、対策・体制の検討及び強化を図ってまいります。	
④ アウトレットへの交番設置要望	県知事及び県警本部長に対し、引き続き要望してまいります。	

要望事項	回等	進捗状況
8 交通安全対策の強化		
① 危険箇所への信号機設置(既に要望が出されている箇所)	信号機設置については、行政区等から要望を受けております。要望を受けた箇所及び町としても信号機が必要と思われる交差点等については、牛久警察署に協議・要望を行ってまいります。	
② カーブミラー・ガードレール・反射板等の安全施設設置の促進と保全管理(清掃点検)	行政区及び町民からの要望を受け積極的に交通安全施設の設置を推進してまいります。また、道路パトロール等により既存の交通安全施設の状況を確認しながら保全管理に努めてまいります。	
③ 高齢者の交通事故防止対策としての高齢者免許証自主返納者への支援(デマンド交通などの料金割引)	高齢者運転免許証自主返納者への支援については、他自治体の取り組み効果を把握するとともに、デマンドタクシーなど高齢者が運転しなくても生活できる環境づくりに努めてまいります。	
④ 照明灯設置(CFL・LED等の省エネ照明の活用)	<p>一般に街灯には、街路灯と防犯灯の2種類があります。防犯灯は原則として行政区で設置し、維持管理しており、その設置に要する経費について補助金を交付しております。来年度は、行政区の経費負担や環境負荷の低減のため、LED防犯灯補助を新設し、防犯灯のLED化の促進を図ってまいります。</p> <p>街路灯の設置については、都市計画道路等の主要路線の整備において、交差点部や横断歩道設置等の危険箇所に新設する計画ですが、設置にあたっては照度基準や経済性等を考慮しながら、積極的に省エネ照明の活用に取り組んでまいります。</p>	
⑤ 町道0107号線と交差する国道125号バイパスへの右折レーンの設置	国道125号バイパスの交差点改良工事については、7区長より要望書が提出されており、引き続き県と協議・要望を行ってまいります。	
9 防災対策の強化		
① 民間住宅耐震診断の拡充	東日本大震災以降、町民の防災意識が高まっていることから、震災対策の強化が必要とされておりますので、町民の安全を第一と考えて民間木造住宅の耐震診断を進めてまいります。	
② 耐震性防火水槽を各中学校区へ設置(100t・飲料水兼用)	耐震性貯水槽の各中学校区への設置については、多額の費用を要することから、当面は水道課などが所管する給水源を最大限に活用してまいります。	

要望事項	回等	進捗状況
③ がけ崩れ箇所の点検と整備促進	平成22年度に県により土砂災害警戒区域等が指定になりました。町は指定に基づき、今年度、土砂災害ハザードマップを作成し、対象の地区住民へ配布を行ってまいります。さらに、町地域防災計画へ警戒避難体制について掲載するなど、土砂災害防止工事等のハード対策と併せて、ソフト対策を充実させてまいります。	
④ 新防災計画の抜本的見直し	現行の地域防災計画を検証し、茨城県地域防災計画に基づき、見直しを行ってまいります。	
⑤ 情報発信システムの整備	今年度、情報通信設備の整備にあたり、運用面・費用面等を検討し、町に最適な情報通信システムを構築するための基本調査を行っております。平成24年度は、具体的な整備に向け国・県等の関係機関との協議に着手して、早期整備を目指してまいります。	
⑥ 被災者支援システムの整備	大規模な災害発生時には有効であると考えているが、現時点での整備は考えておりません。	
⑦ 災害時、役場庁舎の非常用電源設備の確保	平成24年度において、災害時等非常用に庁舎用自家発電機の設置を予定しております。	
10 男女共同参画社会の推進(各種委員会・審議会への女性の登用)	阿見町男女共同参画社会基本条例に基づき男女不均等の是正を図り、平成23年4月1日現在審議会等の女性委員が占める割合25.4%(当初目標設定審議会等のみ)を男女共同参画プランで設定した30%以上になるよう努めてまいります。	
11 上下水道の推進		
① 普及率の促進	<p>水道の普及率の促進については、引き続き基幹環状管の整備と、水道接続可能な地区を積極的に整備してまいります。また、加入分担金の軽減措置を実施するとともに、未加入者への戸別訪問を実施し普及率の向上に努めてまいります。</p> <p>下水道の普及促進については、平成23年度に行っている戸別訪問による調査の結果を基に接続の普及促進を図ってまいります。</p>	

要望事項	回等	進捗状況
② 工事計画の前倒し	<p>水道の工事計画については、平成23年度より新たに起債を借り受け、工事予算を増額して配水管の整備拡張に努めてまいります。</p> <p>下水道の工事計画については、既成市街地の管渠整備がほぼ完了しているため未整備部については、個人や民間による開発等の建設計画に応じて整備してまいります。</p> <p>平成24年度については、給食センターからの污水管の整備を行ってまいります。</p> <p>また、東部工業団地内に優良企業が進出するが、現在の下水管では排水能力が小さいため、企業の排水量に対応できる管渠の敷設工事を行ってまいります。</p>	
③ 荒川本郷地区市街化区域の上下水道整備促進	<p>上水道整備については、都市計画課で策定する計画に合わせて、配水管の整備を進めてまいります。</p> <p>下水道整備については、平成24年度に流域幹線接続のための污水幹線の詳細設計を行ってまいります。</p>	
12 町民活動の推進(ボランティアの育成)	<p>ボランティアの育成は、町民活動センターにおいてこれからボランティア活動を始めたい方を対象としたボランティア入門講座を始めとして、スポーツや地域コミュニティ等の講演会等活動及びボランティア活動等の情報提供などのコーディネートを通じたボランティアの育成を行なっております。</p> <p>しかし、ボランティアの育成、活用については不十分な点もあり、平成24年度において協働の指針検討委員会において検討し、協働の指針に反映していきたいと考えております。</p>	
13 環境政策の拡充		
① 再生エネルギーの推進	<p>住宅用太陽光発電システム設置に対する補助金制度を新設します。町民の環境問題への関心を高め、家庭への太陽光発電システムの設置を促し温室効果ガスの削減を図ってまいります。</p> <p>また、BDF(バイオディーゼル燃料)の導入により、給食センターの廃食用油を継続して保育所送迎バスの燃料に使用してまいります。</p>	

要望事項	回等	進捗状況
② エコ事業の推進	<p>緑のカーテン事業により、役場庁舎、さわやかセンター、舟島ふれあいセンターに植物を植え、直射日光を遮り建物の温度を下げCO2削減に取り組んでまいります。また、レジ袋の無料配布中止を呼びかけるとともに、マイバッグの使用を促し、レジ袋の使用数量の削減を図ってまいります。</p> <p>環境対策事業については、町内の環境団体の育成を図るとともに、環境講座の開催やイベントでの広報活動など連携して取り組んでまいります。</p> <p>節電対策については、「阿見町節電実行計画」及び「町民総ぐるみの節電対策」に従い、積極的に取り組んでまいります。</p>	
14 放射能対策の強化		
① 各家庭の除染対策の強化と土のう袋の無料配布	<p>放射能物質の除染については、「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づき、これから環境省と協議をして町全体の除染計画を策定することになりますが、除染の具体的な内容が示されておりません。つきましては、議会要望等についても積極的に環境省と協議し、除染計画に盛り込んでいきたいと考えております。</p> <p>① 環境省との協議の中で検討してまいります。</p>	
② 放射能対策室の機能強化と除染指導	<p>放射能対策室の機能強化については、全体の除染計画が策定され、除染内容の全容を把握した上で検討してまいります。</p> <p>また、除染指導についても計画策定後に、全戸配布の広報誌臨時増刊号等にて、除染マニュアル等を指導する予定であります。</p>	

要望事項	回等	進捗状況
<p>③ 除染した汚染土の置き場所の確保</p>	<p>放射性物質汚染対処特措法によると、仮置場（一時保管場所）は、市町村で用意しなければならないとされているが、仮置場周辺、搬入経路沿線の住民の反対が容易に予想されるため、現実問題として用地の目途が立たないのが現状であるので、各敷地内で保管せざるを得ないと考えております。この現状は周辺市町村も同様です。</p> <p>なお、国では、最終処分場、中間貯蔵施設は県内には造らないと明言しているの、県では、中間貯蔵施設を県廃棄物対策課が設置予定であるが、場所、時期は未定です。町が中間貯蔵施設に搬出できるのは、早くて平成27年度からの予定です。</p>	